

住民税(町県民税)の減免

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

退職や失業などにより所得が無くなったり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。

減免の申請をされる方は、申請期限(納期限)までに申請書をご提出ください。

減免申請書は税務グループの窓口にあります。

▶対象

【A】次の①～③全てに該当する方

- ①平成27年中の総所得金額が600万円以下の人
- ②失業、休業・休職、または廃業などの事由が発生した方(※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります)
- ③事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人

【B】納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合(課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が800万円以下であること)

【C】その他に勤労学生、未成年、障害者、寡婦(寡夫)、療養などの減免もありますので、詳細については、役場のホームページまたは、お電話で問い合わせください

▶申請に必要な物 納税通知書・印鑑・前述の②・③に該当することを証明できる書類(雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの)
※相続人が町外の方の場合は、相続人の所得証明書

平成28年度税制改正 1. 公的年金からの特別徴収制度の見直し

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

(1) 仮特別徴収税額の計算方法

平成28年10月1日以降の特別徴収分について、仮特別徴収税額(4月、6月、8月に支給される公的年金から天引きされる税額)と特別徴収税額(10月、12月、翌年2月に支給される公的年金から天引きされる税額)の不均衡を解消するため、仮徴収税額が前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額に改正されました。

期別 徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法 現行	前年の本徴収額×1/3 (前年2月と同じ額)			(年税額-仮徴収額)×1/3		
改正後	(前年の年税額×1/2)×1/3			(年税額-仮徴収額)×1/3		

(2) 町外に転出した場合における特別徴収の継続

これまで町外に転出した場合は、年金からの特別徴収を停止していましたが、平成28年10月1日以降は、転出された年度の特別徴収を継続し、転出した期間に応じ、翌年度の本徴収または仮徴収が停止されます。

(3) 税額変更があった場合の特別徴収継続

これまで税額決定後に税額の変更が生じた場合に、特別徴収を停止していましたが、平成28年10月1日以降は、12月分もしくは2月分の特別徴収税額を変更できる場合は、特別徴収を継続します。

平成28年度税制改正 2. ふるさと納税の拡充

(1) 特例控除の限度額の引き上げ

平成27年1月1日以降に都道府県や市区町村への寄附(ふるさと納税)をされた場合に、住民税において適用される寄附金控除のうち、特例控除分の上限が10%から20%に引き上げられました。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日より、確定申告をされない方がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

※特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

※平成27年3月31日までにふるさと納税をされた方

は、その分の寄附金控除を受けるためには確定申告が必要となります。その年分につきましては、ワンストップ特例制度をご利用いただけませんので、当該年中のすべての寄附金の寄附金受領証明書を添付して申告してください。

※営業所得の申告や医療費控除の追加など申告を要する方につきましても、ワンストップ特例制度はご利用いただけません。申告の際には、必ず当該年中のすべての寄附金を申告してください。



BAN-BANネットワークス111チャンネル
地域のイベントや話題、住んでいる町の行政情報など、まるごと1週間の地域の動きが分かる「地域情報番組」です。

6月の内容

- 6月3日～16日
新しい病院がオープンします!
(加古川市)
- 6月17日～30日
高砂にここにポイント制度が始まります(高砂市)

Weekly東はりま 放送時間

月曜日 6:00～、9:00～、18:00～
火曜日 13:00～、21:00～
水曜日 6:00～、9:00～、18:00～
木曜日 13:00～、21:00～
金曜日 6:00～、9:00～、18:00～
土曜日 13:00～、18:30～
日曜日 6:00～、9:00～、18:00～
※C018チャンネルでも毎日放送します
10:00～、21:00～、4:00～

福祉

6月1日から交付開始 あんしんキーホルダー登録事業が始まります

播磨町では、ひとりでの外出に不安がある方の外出時の安心・安全のため、「あんしんキーホルダー登録事業」を実施します。



▲連絡先が書かれています

事前に名前や緊急連絡先を

登録いただくと、登録番号の入ったキーホルダーとシールを交付します。

キーホルダーとシールを持ち歩いていただくことで、外出中の緊急時に、ご本人の身元が確認でき、迅速にご家族の方へ連絡を行うことができます。(捜索などはできません)

▼対象 町内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ・認知症の症状がある方
- ・1人での外出に不安のある65歳以上の高齢者
- ・その他、特に必要と認められた方

▼費用 無料

▼申請時に必要な物 印鑑、緊急連絡先(2カ所)についての情報(氏名、住所、連絡先)

※事前に同意を得ておいてください。

※登録いただいた情報は福祉

グループ、播磨町地域包括支援センター、加古川警察署で管理します。(平日と土曜日は、播磨町地域包括支援センターで、夜間、日曜日、祝日は、加古川警察署で対応します)

▼申請方法 福祉グループにある申請書にご記入ください

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

家族介護用品の給付制度

家庭で高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を給付しています。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

▼対象 常時おむつを必要とし、介護保険法に規定する介護認定において要介護4または5に認定され、町民税非課

交通事故の状況

平成28年3月末現在 昨年比

	件数	傷者	死者
加古川市	331 (-92)	393(-100)	1 (+0)
稲美町	44 (-20)	59 (-8)	0 (-4)
播磨町	45 (+2)	54 (+3)	1 (+1)

犯罪発生の状況

4月の町内犯罪発生件数 21件 (前月比+4件)

種別	件数
空き巣など	3
自転車盗	5
車上ねらいなど	3
色情ねらい	2
器物損壊	3
その他	5

平成28年犯罪累計 74件

おくやみ【4・5月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
若林 清	(宮北)	85

税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族

▼給付の方法 支給限度額の範囲内で組み合わせた紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を毎月1回、町が委託した事業者が各家庭に配達します

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

在宅重度障害者医療器材購入助成事業

在宅の重度障がい者の方が褥瘡(床ずれ)の治療・予防のために必要な医療器材を購入される場合に、費用の一部を助成します。

※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。

▼対象 次の要件を全て満たす方

・身体障害者手帳1・2級または要介護4・5の認定を受けた方

・町内に住所があり、在宅で所得税が非課税の方

・下肢または体幹機能に障がいのある方

・知覚、膀胱、直腸障がい、その他運動機能障がいを有し、褥瘡(床ずれ)の治療または予防の必要が必要な方

▼医療器材の品目 創傷被服材、保湿剤、湿潤のために必要な紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡(床ずれ)の治療または予防のために必要な器材

▼助成額 1カ月あたり上限4千円

▼問合せ・申請窓口 福祉グループ ☎079(435)2361

指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証の更新手続き

既に、指定難病（有効期限が9月末の方）及び小児慢性特定疾病の医療受給者証をお持ちの方で、平成28年10月以降も受給者証の交付を希望される方は、更新手続きを行ってください。

▼対象 有効期限が平成28年9月30日の指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、平成28年10月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方（小児慢性特定疾病は、平成28年10月1日時点で満20歳未満の方）
※有効期限が12月末の指定難病受給者証をお持ちの方は、9月頃の広報でお知らせします。

▼受付期間 7月1日（金）～8月31日（水）（土・日曜日、祝日は除く）
（9月30日まで更新の受け付けは可能です。ただし、新しい受給者証の発送は、10月1日以降となりますのでご注意ください）

▼必要書類 対象者には更新手続きに必要な書類が郵送されます。6月末時点でも届かない場合は、必ず問合せ窓口までご連絡ください

播磨町地域自立支援協議会「かけはしCafe」参加者募集

自己紹介ファイル「かけはし」は、障がいのある人の特性や成長の課程を伝えるためのものです。このように書けばいいのか、支援者がアドバイスします。また、今回は表紙をデザインして楽しみます。まだお持ちでない方は、ぜひこの機会をご利用ください。

参加ご希望の方は、事務局までご連絡ください。
▼日時 7月5日（火）午前10時～11時30分
▼場所 県立東はりま特別支援学校内 地域連携交流施設

▼持ち物 筆記用具、母子手帳、お子様の成長の記録、手持ちの「かけはし」
※託児のご希望がある方は、開催日の2週間前までに事務局にお問い合わせください。
▼申込み・問合せ 播磨町地域自立支援協議会 事務局
☎079（437）3456
Eメール harima@jiritu-h.com

ない場合は、必ず問合せ窓口までご連絡ください

▼申請窓口・問合せ 加古川健康福祉事務所地域保健課
☎079（422）0003
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入費用などの一部を助成します。
※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。
▼対象 次の要件を全て満たす児童
・児童の保護者が町内に住所を有すること
・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること
・両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと

・補聴器の着用により言語の習得等一定の効果があると医師が診断していること
※所得制限があります。
▼助成額
①補聴器購入費
・ポケット型、耳かけ型、耳

播磨町社会福祉協議会

28年度 障がい児生活訓練事業（のびのびはりま）スタッフ募集！

障がいのある小学生を夏休み期間の日中に預かり、参加児童同士がレクリエーションなどを通して、交流しながら日常生活の訓練を行います。当事業のスタッフを大募集中です。

▼勤務期間 7月27日（水）～8月26日（金）のうち、月・水・金曜日（8月12日を除く）（週3日 計13回 その他説明会など実施予定）
▼実施時間 午前9時～午後4時

▼対象 学生、看護師・保育士・ヘルパーなどのご経験のある方、その他当事業に関心のある方など
▼募集人数 15人程度
▼日給 5千600円

▼実施場所 町内施設
▼締切日 6月20日（月）
▼申込み・問合せ 指定の申込書に必要事項をご記入のうえ、下記までご持参いただくか郵送してください
※申込用紙は、社会福祉協議会の窓口かホームページから

穴型（レディメイド）、骨導式ポケット型 4万円
・骨導式眼鏡型・耳穴型（オーダーメイド）、FM補聴システム 10万円

②耳あてなど交換費
・耳あて（イヤモールド）6千円
・耳穴型シェル（オーダーメイド）1万8千円

▼申請窓口・問合せ 福祉グループ
☎079（435）2361
障がい児（者）水泳教室を開催します
水に慣れ親しみ、合わせて身体機能の向上、心身のリフレッシュを図ることを目的として、障がい児（者）水泳教室を開催します。

▼日時 7月3日（日）～8月28日（日）の毎日曜日 午前8時30分～9時30分（8月14日を除く）
▼対象
・町内に住所を有し、小学校4年生から中学校に在学する障がい児（身体障害者手帳または療育手帳を所持する児童または特別支援学級に在学する児童）
・町内に住所を有する16歳以上の身体障害者手帳または療

播磨町民生委員児童委員協議会

福祉映画のつどい「みんなの学校」

不登校も特別学級もない、同じ教室で一緒に学ぶふつうの公立小学校のみんなが笑顔になる挑戦。ぜひ、ご家族そろってお越しください。
▼日時 6月25日（土）午後1時（正午開場）

※正午から、ゆうあい園のチャリティーバザーがあります。花や野菜、手作りのバッグなどを用意しています。お早めにお越しください。
▼場所 中央公民館大ホール
▼問合せ 福祉グループ
☎079（435）2362



育手帳を所持する方
▼区分 ①身体障がい児（小学4～6年生）②身体障がい児（中学生）③知的障がい児（小学4～6年生）④知的障がい児（中学生）⑤16歳以上の身体障がい児（者）⑥16歳以上の知的障がい児（者）
▼定員 各5人
▼実施方法
・1コース8回（1回1時間）を2カ月間で実施します
・保護者同伴（16歳以上の方は除きます）
・コーチがついて指導しますが、原則として保護者もプールに入っていないいただきます
・入水前の準備として血圧測定などを行いますので、実施

時間の30分前に入館が必要ですが、原則として保護者もプールに入っていないいただきます
▼費用 プール使用料 1回350円、教室受講料 2千円（1コース8回分）
▼申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、健康いきいきセンターに提出してください
（申込者が多数になったときは抽選になります）
▼締切日 6月26日（日）午前10時～午後6時
※月曜日は休館日のため受け付けはできません。

健康いきいきセンター
福祉グループ
☎079（435）5578
☎079（435）2361

高年齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の申請はお早めに
高年齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給対象と見込まれる方に、平成28年3月末に申請書類を送付しています。申請がまだの方は、申請書に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類をそろえて同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへ投函もしくは役場福祉グループ窓口まで提出してください。

播磨町社会福祉協議会

介護保険料の減免制度のお知らせ

平成28年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2582

減免対象者
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方
第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる方
②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方
③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方
④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方

第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 60万円
2人世帯 60万円
3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)
（イ）資産などを活用してもなお生活が困窮していること
（ウ）市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 120万円
2人世帯 120万円
3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)
上記⑤の（イ）（ウ）に同じ
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方
⑧刑事施設に1ヶ月を超えて入所している方

第1段階と第2段階保険料との差額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
保険料の全額
今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額
保険料の2分の1
第1段階と第2段階保険料との差額

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

播磨町社会福祉協議会

介護保険料の減免制度のお知らせ

平成28年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2582

減免対象者
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方
第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる方
②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方
③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方
④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方

第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 60万円
2人世帯 60万円
3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)
（イ）資産などを活用してもなお生活が困窮していること
（ウ）市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 120万円
2人世帯 120万円
3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)
上記⑤の（イ）（ウ）に同じ
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方
⑧刑事施設に1ヶ月を超えて入所している方

第1段階と第2段階保険料との差額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
保険料の全額
今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額
保険料の2分の1
第1段階と第2段階保険料との差額

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

播磨町社会福祉協議会

介護保険料の減免制度のお知らせ

平成28年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2582

減免対象者
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方
第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる方
②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方
③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方
④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方

第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 60万円
2人世帯 60万円
3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)
（イ）資産などを活用してもなお生活が困窮していること
（ウ）市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 120万円
2人世帯 120万円
3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)
上記⑤の（イ）（ウ）に同じ
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方
⑧刑事施設に1ヶ月を超えて入所している方

第1段階と第2段階保険料との差額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
保険料の全額
今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額
保険料の2分の1
第1段階と第2段階保険料との差額

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

播磨町社会福祉協議会

介護保険料の減免制度のお知らせ

平成28年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2582

減免対象者
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方
第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる方
②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方
③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方
④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方

第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 60万円
2人世帯 60万円
3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)
（イ）資産などを活用してもなお生活が困窮していること
（ウ）市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 120万円
2人世帯 120万円
3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)
上記⑤の（イ）（ウ）に同じ
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方
⑧刑事施設に1ヶ月を超えて入所している方

第1段階と第2段階保険料との差額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
保険料の全額
今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額
保険料の2分の1
第1段階と第2段階保険料との差額

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

播磨町社会福祉協議会

介護保険料の減免制度のお知らせ

平成28年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2582

減免対象者
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方
第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる方
②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方
③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方
④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方

第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 60万円
2人世帯 60万円
3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)
（イ）資産などを活用してもなお生活が困窮していること
（ウ）市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 120万円
2人世帯 120万円
3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)
上記⑤の（イ）（ウ）に同じ
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方
⑧刑事施設に1ヶ月を超えて入所している方

第1段階と第2段階保険料との差額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
保険料の全額
今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額
保険料の2分の1
第1段階と第2段階保険料との差額

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

播磨町社会福祉協議会

介護保険料の減免制度のお知らせ

平成28年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2582

減免対象者
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方
第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる方
②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方
③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方
④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方

第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 60万円
2人世帯 60万円
3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)
（イ）資産などを活用してもなお生活が困窮していること
（ウ）市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 120万円
2人世帯 120万円
3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)
上記⑤の（イ）（ウ）に同じ
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方
⑧刑事施設に1ヶ月を超えて入所している方

第1段階と第2段階保険料との差額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
保険料の全額
今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額
保険料の2分の1
第1段階と第2段階保険料との差額

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

播磨町社会福祉協議会

介護保険料の減免制度のお知らせ

平成28年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度（下表）もありますので、該当される方は申請してください。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079（435）2582

減免対象者
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方
第2段階～第11段階で以下のいずれかに当てはまる方
②生計を維持している方が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方
③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方
④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方

第1段階（生活保護受給者を除く）で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 60万円
2人世帯 60万円
3人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)
（イ）資産などを活用してもなお生活が困窮していること
（ウ）市町村民税が課税されている方と生計が同一でないまたはその方に扶養されていないこと
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方
（ア）世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること
単身世帯 120万円
2人世帯 120万円
3人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)
上記⑤の（イ）（ウ）に同じ
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方
⑧刑事施設に1ヶ月を超えて入所している方

第1段階と第2段階保険料との差額
第1段階と第2段階保険料との差額
入所月から退所月の前月までの期間の保険料
※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

減免額
保険料の全額
今の保険料と減少した所得を



播磨町商工会 創業スクール受講生募集

▼日時 6月18日(出)、25日(出)、7月2日(出)、9日(出)、16日(出)(5回コース)
午後1時～5時
▼場所 商工会館
▼対象 創業予定者及び創業間もない方
▼定員 約20人
※定員になり次第受付終了。
▼問合せ 播磨町商工会
創業支援担当(松田、中西)
☎079(435)1630

兵庫県 戦没者などの遺族に対する特別弔慰金

戦没者の遺族に第10回特別弔慰金が支給されます。
▼対象 平成27年4月1日において、恩給法などに基づく年金受給権者がいない場合で戦没者死亡当時の三親等内親族のうち、最先順位の人
▼支給内容 額面25万円の記名国債(年5万円)
▼請求期限 平成30年4月2

▼請求窓口 福祉グループ
☎079(435)2362
▼個人番号の提示 平成28年1月以後請求受付時に、マイナンバー「通知カード」や個人番号カードの提示により請求書に記載された個人番号の確認を行います。
※請求手続きなど詳しくは、兵庫県生活支援課までお問い合わせください。
☎078(362)3204

兵庫県 狩猟免許試験

県では、次の通り狩猟免許試験を実施します。
●1回目
▼試験日・場所
7月23日(出)・姫路
7月27日(出)・神戸
8月6日(出)・養父、南あわじ
※わな猟試験のみ。
▼申込期間
6月6日(月)～24日(金)
●2回目
▼試験日・場所
9月7日(出)・姫路
9月17日(出)・神戸
▼申込期間
7月25日(月)～8月12日(金)
▼免許の種類 網猟(主に鳥

類)、わな猟(獣類のみ)、第一種銃猟(装薬銃、空気銃)、第二種銃猟(空気銃)
【狩猟免許とは】
狩猟期間中にシカやイノシシなどの狩猟鳥獣を捕獲するのに必要な資格です。
また、県や市町の許可を受けて実施する有害鳥獣捕獲にも原則的に必要です。
【狩猟の楽しみと公益性】
狩猟は、ハンティングや料理を楽しむという魅力のほか、農林業被害を与える野生動物の生息頭数を適正に管理するという公益性も兼ね備えています。

▼問合せ 各県民局森林課または農政環境部鳥獣対策課
☎078(362)3463
●初心者講習会
(二社)兵庫県猟友会主催で、これから狩猟免許試験を受験される方を対象にした、知識・技能に関する初心者講習会が実施される予定です。
▼日時 6月4日(出)、11日(出)、18日(出)、25日(出)、8月6日(出)、20日(出)
▼問合せ 県猟友会
☎078(361)8127

加古川市防災センター
普通救命講習・WEB講習・応急手当普及員再講習
固定や止血などの応急手当、AEDを使用した心肺蘇生法(②は指導方法含む)
①普通救命講習会・WEB講習
▼日時 6月24日(金)、26日(日)
午前9時～正午
▼場所 加古川市防災センター
▼対象 播磨町、稲美町、加古川市に在住か在勤の人
▼定員 先着30人
②応急手当普及員再講習
▼日時 6月18日(出)
午前9時～正午
▼場所 加古川市防災センター
▼対象 平成25年度に応急手当普及員の資格を取得または再講習を受講した人
▼申込み・問合せ ①は6月8日(水)から、②は6月4日(出)から電話で受け付けます(月曜日は休館日のため受け付けできません)
加古川市防災センター
☎079(423)0119

募集

加古川市消防本部
平成29年度 加古川市消防職員採用説明会
消防士を目指す方を対象に、消防業務の説明、訓練体験、車両・資機材の展示などを行います。
▼日時 6月25日(出)
午前9時～(約3時間程度)
▼場所 加古川市防災センター
▼対象 高校生以上で、消防士を目指す方(本人に限る)
※体験希望者は運動できる服装を準備してください。
▼受付 当日午前8時30分(電話による事前受付可)
▼その他 大学卒及び短大・高専・専門学校・高等学校卒業の第1次試験については9月18日(日)に筆記・体力試験、9月19日(月)または9月20日(火)に集団面接試験を実施します。詳細については加古川市ホームページに掲載しています
▼問合せ 加古川市消防本部総務課
☎079(427)6528

6月のカレンダー

()は会場です。問い合わせ先と異なる場合があります。

1	水		
2	木		
3	金	親子でレッツゴー (西部コミセン) 10:00~12:00	
4	土	おはなし会 (図書館) 15:00~15:30 ビデオ上映会 (図書館) 15:30~16:00	役
5	日	土器・埴輪をつくろう (郷土資料館) 10:00~15:00	役
6	月		資博健リ
7	火	ひよこのおはなし会 (図書館) 11:00~11:30	リ
8	水		図
9	木		
10	金	親子でレッツゴー (西部コミセン) 10:00~12:00	
11	土	民話の杜 (郷土資料館) 10:30~12:00 おはなし会 (図書館) 15:00~15:30 ビデオ上映会 (図書館) 15:30~16:00	役
12	日	水鉄砲であそぼう (郷土資料館) 10:00~12:00 てづくり会 (図書館) 14:00~15:00	役コ
13	月		資博健リ
14	火	絵本をたのしむ会 (図書館) 11:00~11:30	リ
15	水		
16	木		
17	金	親子でレッツゴー (西部コミセン) 10:00~12:00	
18	土	おはなし会 (図書館) 15:00~15:30 ビデオ上映会 (図書館) 15:30~16:00	役
19	日	月例茶会 (蓬生庵) 10:00~15:00 はりま読書の会 (図書館) 10:00~12:00 土器・埴輪をつくろう (郷土資料館) 10:00~	役公
20	月		資博健リ
21	火	絵本をたのしむ会 (図書館) 11:00~11:30	リ
22	水		図
23	木	歴史・文学講座① (公民館) 10:00~12:00	
24	金	親子でレッツゴー (西部コミセン) 10:00~12:00	
25	土	本荘蓮花寺構居跡発掘速報展 (郷土資料館) ※8月7日まで おはなし会 (図書館) 15:00~15:30 ビデオ上映会 (図書館) 15:30~16:00	役
26	日	紙すきde和紙のはがきを作ろう! (郷土資料館) 10:00~12:00	役
27	月		資博健体リ
28	火	かみしばいのおへや (図書館) 11:00~11:30	リ
29	水		
30	木		

各館の休館日 役 役場・教育委員会 資 郷土資料館
公 中央公民館 図 図書館 体 総合体育館
健 健康いきいきセンター コ 野添・東部・西部・南部コミセン
リ 加古郡リサイクルプラザ 博 県立考古博物館

平成29年成人式実行委員 募集

平成29年1月8日(日)に開催予定の成人式の企画・運営に携わる実行委員を募集します。生涯の思い出に残る成人式を開催するために新成人の皆さんの積極的な応募をお待ちしています。実行委員会は4～5回程度開催予定です。
▼対象 平成29年の成人式対象者(平成28年4月2日～平成29年4月1日生)
▼締切日 6月17日(金)
▼申込み・問合せ



生涯学習グループ
☎079(435)0565

夏休み親子「水と暮らし」体験バスツアー
〜キミも水道と下水道のママ博士になれる!〜
皆さんの家では、蛇口からきれいな水道水が出て、台所、

トイレ、お風呂、洗濯に使うことができます。これは、川や湖の水が「浄水場」できれいに処理されて、水道管で送られているからです。
また、使った水はそのまま川や海に流れ出るわけではありません。家の排水口から、下水道管を通じて「下水処理場」に集められ、汚れを落とすから出ているのです。
この体験ツアーでは、「浄水場」と「下水処理場」のそれぞれの「しくみ」を見て、大切な役割を体験することができます。

▼日時 7月28日(木)
午前9時～午後4時30分(小雨決行)
▼行程 JR加古川駅北側(集合) ↓ 吞吐ダム ↓ 神出浄水場 ↓ 加古川下流浄化センター ↓ JR加古川駅北側(解散)
▼対象 小学3年生以上で保護者同伴
▼定員 約20組
※応募者多数の場合は抽選。
▼費用 無料
※昼食は参加者持参
▼募集期間 6月20日(月)～30日(木) 午前9時～午後5時
▼申込み・問合せ

(公財)兵庫県まちづくり技術センター
☎078(367)1205
Eメール gesuidou_jigyoubu@hyogo-ctc.or.jp
※詳細については(公財)兵庫県まちづくり技術センターのHPをご覧ください。

